

尾道市立土堂小学校不祥事防止委員会設置要項

(設置)

第1条 この要項は、尾道市立土堂小学校校務運営規程第2章第13条の規定に基づき、不祥事防止委員会の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 委員会は、教職員の規範意識の高揚、学校組織として不祥事の根絶に向けた風土、文化の確立を通して、不祥事の根絶に取り組むことを目的とする。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、校長、教頭、体罰・セクシュアル・ハラスメント相談窓口構成員1名以上、その他校長が必要と認める職員をもって構成する。

(業務内容)

第4条 委員会は、不祥事に係る次の業務を遂行する。

- (1) 不祥事防止に係る年間研修計画の作成
- (2) 研修プログラムの企画・実施
- (3) 「体罰・セクシュアル・ハラスメント相談窓口」との連携
- (4) 児童生徒の状況把握のためのアンケートの企画・実施
- (5) 教職員相互による不祥事防止チェック
- (6) 不祥事防止運動などの実施
- (7) PTAとの意見交換

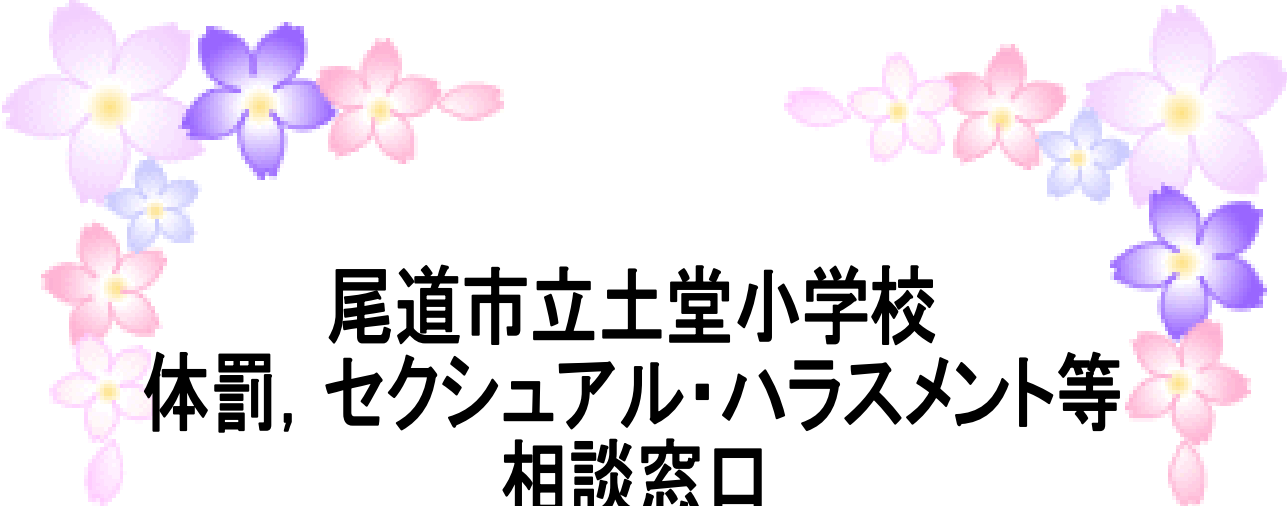
2 委員会は、毎月1回開催するものとする。

(その他)

第5条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、校長が定める。

附則

この要項は、平成22年2月5日から施行する。



尾道市立土堂小学校 体罰, セクシュアル・ハラスメント等 相談窓口

学校内に相談窓口を設置しております。

気軽にご相談ください。

住所：〒722-0032
尾道市西土堂町6番44号

電話：0848-23-3921

担 当：金野 誠志

土井 尚美

植木 雅子

相談場所：3階 会議室



○**県立教育センター**

『体罰・セクハラ等相談ダイヤル』【新設】

専用電話 (082) 427-3076

受付日時 月曜日から金曜日まで(祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの
日を除く。)の午前9時から午後4時まで

○**県教育委員会事務局 教職員課**

『体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口』

専用電話 (082) 513-4917

(082) 513-4918

(082) 513-4919

受付時間 月曜日から金曜日まで(祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの
日を除く。)の午前9時から午後5時15分まで

○**尾道市教育委員会事務局 学校経営企画課学校経営支援室**

『体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口』

専用電話 (0848) 20-7453

※女性の担当者に相談したい場合は、その旨申し出てください。
プライバシーの保護及び秘密の保持は徹底されます。

平成23年度 不祥事防止委員会 年間活動計画

尾道市立土堂小学校

1 継続的な取組み

- (1) 不祥事を生まない学校組織づくりに努める。
- (2) 計画的な研修を実施する。
 - ① 広島県教育委員会の「教職員の懲戒処分等に係る記者発表資料」が公表された時や教職員の不祥事に係る報道があった時は、発表資料や新聞記事を配布し、朝会や暮会で研修を行う。
 - ② 「服務規律等に係る年間研修計画」にそった研修を行う。
- (3) 服務規律確保のためのチェックリストにより、自己点検をする。(毎月「体罰、セクシュアル・ハラスメント相談日」に実施)
- (4) 必要に応じて、面談を実施する。
- (5) 「教育の原点」を名札ケースに入れ携行するとともに、職員室に常時掲示する。

月	活 動 内 容	研 修 資 料
4月	年間研修計画の確認 「体罰」の防止について 校長面談	・ 県教育委員長緊急アピール ・ 教職員による不祥事の根絶(改訂版)事例5
5月	教職員の義務について 標語づくり	・ 広島県教育資料 「教職員の義務」
6月	「体罰」の防止について	・ 教職員による不祥事の根絶(改訂版)事例6
7月	「個人情報の管理」・「データ管理」について 1学期の服務研修のまとめ	・ 教職員による不祥事の根絶(改訂版)事例11
8月	「セクシュアル・ハラスメント」と「わいせつ行為」の防止について 校長面談	・ 教職員による不祥事の根絶(改訂版)事例1
9月	「教育課程の管理」について	
10月	危機管理体制の徹底について	
11月	「著作権」について	・ 関係法令 ・ 関係資料
12月	「交通安全(飲酒運転防止)」について 2学期の服務研修のまとめ	・ 教職員による不祥事の根絶(改訂版)事例9
1月	「体罰」と「セクシュアル・ハラスメント」の防止について	・ 教職員による不祥事の根絶(改訂版)事例8
2月	「個人情報の管理」・「データ管理」・「会計管理」について	・ 関係資料
3月	校長面談 年間のまとめと次年度の計画立案	

平成23年度 服務規律等に係る年間研修計画

尾道市立土堂小学校 不祥事防止委員会

回	月 日	内 容	資 料	担 当	備考
1	4月4日	服務規律について 「体罰」の防止について	・県教育委員長緊急 アピール ・教職員による不祥事 の根絶(改訂版) 事例5	校長 教頭	
2	5月17日	教職員の義務について 標語づくり	・広島県教育資料 「教職員の義務」	校長	
3	6月21日	「体罰」について	・教職員による不祥事 の根絶(改訂版) 事例6	5・6年担任	
4	7月19日	「個人情報の管理」・「データ管理」について	・教職員による不祥事 の根絶(改訂版) 事例11	3・4年担任	
5	8月19日	「セクシュアル・ハラスメント」と「わいせつ行 為」の防止について	・教職員による不祥事 の根絶(改訂版) 事例1	保健主事	
6	9月20日	「教育課程の管理」について		教務主任	
7	10月18日	危機管理体制の徹底について		教頭	
8	11月15日	「著作権」について	・関係法令 ・関係資料	1・2年担任	
9	12月20日	「交通安全(飲酒運転防止)」について	・教職員による不祥事 の根絶(改訂版) 事例9	生徒指導主事	
10	1月17日	「体罰」・「セクシュアル・ハラスメント」の防 止について	・教職員による不祥事 の根絶(改訂版) 事例8	副教務主任	
11	2月21日	「個人情報の管理」・「データ管理」・「会計 管理」について	・関係資料	総括事務主任	
12	3月21日	年間のまとめ 年間計画作成・研修の持ち方について		校長	

※服務規律研修時には、「教育の原点」を再確認する。

※研修では、実践的・体験的に自らの問題として考えられるように、ロールプレイを積極的に実施していく。